

労働衛生サービス機能評価認定制度に係る組織及びの運営に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 労働衛生サービス機能評価認定制度(以下「健診機能評価制度」または「評価制度」という。)は、労働安全衛生法に基づく各種の健康診断等を適切に実施できる機能を有し、かつ、精度管理の優良な労働衛生施設を的確、公正に評価し、もって労働衛生施設のレベルの向上と信頼できる良質な労働衛生サービスの提供に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の意義は次のとおりとする。

労働衛生サービス機能：労働衛生施設が労働者の健康診断、健康保持増進対策、職場ストレス改善対策及び作業環境測定等を業務として行うことをいう。

評価基準：労働衛生サービス機能評価委員会(以下「評価委員会」という。)が労働衛生サービス機能の評価認定を行うための判断基準をいう。

(業務の範囲)

第3条 評価委員会は、その目的を達成するため、次の業務を行う。

評価認定申請施設(以下「申請施設」という。)の募集及び申請書の受理
評価認定を受けようとする施設における評価基準への適合状況を判定するための書類審査及び訪問調査

評価認定した労働衛生施設(以下「評価認定施設」という。)に対する認定証の交付
評価認定結果の公表

評価基準の設定及び改廃

評価調査者の資格要件の設定及び養成

第2章 労働衛生サービス機能評価委員会

(設置)

第4条 全衛連委員会設置規程に基づき、労働衛生サービス機能評価委員会を設置する。

(委員会の代表)

第5条 評価委員会の代表として委員長を置く。

(所掌事項)

第6条 評価委員会は、次の事項を所掌する。

評価認定制度の運営及び業務の基本方針その他の重要な事項の決定

申請施設が評価基準に適合するか否かの評価認定

評価認定施設の認定の取消し

(委員会の構成)

第7条 評価委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、労働者団体、事業者団体及び関係団体等の中から選任する。

(委員の委嘱及び任期)

第 8 条 委員は、全衛連会長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長の選任及び権能)

第 9 条 委員長は委員の互選により選任する。

2 委員長は、評価認定制度に係る組織及び運営を掌理する。
(会議の開催)

第 10 条 評価委員会は、委員長が招集する。

2 評価委員会の議事は、委員長が司る。
(委員長の代行)

第 11 条 委員長に事故あるときは、第 9 条第 2 項及び前条に規定する委員長の任務は評価委員会で指名された者が代行する。

(委員会の議事)

第 12 条 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

2 評価委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。
(小委員会)

第 13 条 評価委員会のもとに、必要に応じて小委員会を設けることができる。

2 小委員会は次の事項を所管する。
評価認定制度の諸規程、評価基準等の整備に関する検討
申請施設に対する研修・支援事業の企画検討
その他評価委員会が必要と認める事項

(小委員会委員の任期及び委嘱)

第 14 条 小委員会委員の任期は評価委員会が定める期間とする。

2 小委員会委員は委員長が委嘱する。

第 3 章 評価調査者

(資格要件)

第 15 条 評価調査者は、次に掲げる資格要件を満たす者から選任されなければならないものとする。

医師、労働衛生コンサルタント(保健衛生)

保健師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等として 10 年以上健診業務または労働衛生業務に従事した者

健診の管理運營業務または労働衛生業務に 10 年以上従事した者

上記 ~ に掲げる者と同等以上とみなされる者

(選任及び配置)

第 16 条 評価調査者は、前条の資格要件を満たす者のうちから、評価委員会の承認を得た者を選任する。

2 評価調査者は、委員会事務局に配置する。
(評価調査者の任務)

第 17 条 評価調査者の任務は次に掲げる事項とする。

書類審査及び訪問調査の実施

書類審査及び訪問調査結果の評価委員会への報告

(評価調査者の義務)

第 18 条 評価調査者は、評価認定制度の信用を傷つけまたは不名誉となるような行為をしてはならない。

2 評価調査者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 前項の規定は、評価調査者でなくなった者に対しても準用する。

(評価調査者の任期及び委嘱)

第 19 条 評価調査者の任期は 2 年とし、委員長が委嘱する。

(評価調査者の解任)

第 20 条 評価調査者は、前条の規定に反する行為が認められた場合は、評価委員長の判断により解任することができる。

解任された評価調査者は、「評価調査者身分証明書」を返還しなければならない。

第 4 章 雑 則

(細則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、評価認定制度の運営に関し必要な事項は評価委員会が定める

(規程の改正)

第 22 条 この規程を改正するときは、評価委員会の議を経て行う。

付則

1 この規程は、平成 10 年 11 月 26 日から施行する。

2 改正規程は、平成 14 年 11 月 1 日から実施する。

3 改正規程は、平成 16 年 12 月 1 日から実施する。

4 改正規程は、平成 21 年 6 月 1 日から実施する。

5 改正規程は、平成 23 年 6 月 1 日から実施する。